

デジタル庁

○ 告示第三十号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 木原 稔

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。



二 令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柳津町一般会計補正予算における、福島県柳津町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報（令和五年度世帯生活支援特別給付金（令和五年度三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年度三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度福島県柳津町物価高騰対応子育て世帯臨時支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付の必要が登録簿関係情報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。